

北翔大学短期大学部学則

第1章 総則

(設置者)

第1条 北翔大学短期大学部（以下「本学」という。）の設置者は、学校法人北翔大学である。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育の理念である「愛と和と英知」を根本にすえ、広い知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究するとともに、優れた職能人として、社会に貢献する人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的とする。

2 こども学科は、一般教養に関する広い知識を学ぶとともに、こどもの理解、こどもを取り巻く環境や社会的課題及び子育て支援に関する専門的学芸・技術を学び、教育・保育等に関わる優れた実践力を有する人材の育成を目的とする。

(点検評価)

第3条 本学は、教育研究水準の向上に資するとともに、本学の目的を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法の定めるところにより、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、北翔大学点検評価規程に定める。

第2章 本学の組織

(学科及び学生定員)

第4条 本学に、次の学科を置く。

こども学科

2 前項の学科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科 \ 定 員	入学定員	収容定員
こども学科	110人	220人

(専攻科、専攻及び学生定員)

第5条 本学に、専攻科を置く。

2 前項の専攻科に置く専攻及び当該専攻の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

専 攻 \ 定 員	入学定員	収容定員
服飾美術専攻	30人	30人
保健体育専攻	10人	10人
初等教育専攻	20人	20人

第3章 教職員組織

(職員の種類)

第6条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

(職員の職制及び職務)

第7条 本学教職員の職制及び職務並びに選任方法等については、学校法人北翔大学管理運営規程の定めるところによる。

(教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のための研修)

第7条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させるための研修（スタッフ・ディベロップメント（SD）、第40条の3に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の研修の実施に関し必要な事項は、北翔大学SD規程に定める。

第4章 教授会

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

(審議事項)

第9条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し及び、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成員)

第10条 教授会は、学長、副学長、短期大学部長、学科長、教授、准教授及び専任の講師をもって組織する。ただし、必要に応じて、その他の職員を加えることができる。

(会議の招集及び議長)

第11条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

- 2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名した者がその職務を代行する。
- 3 学長は、教授会構成員の3分の2以上から議題が提示され、開催要求があった場合には、要求のあった日から20日以内に教授会を招集しなければならない。

(定足数及び議事)

第12条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第13条 前5条に規定するもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部教授会規程の定めるところによる。

第5章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 創立記念日 9月5日
 - (4) 春季休業日
 - (5) 夏季休業日
 - (6) 冬季休業日
- 2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長は、必要により休業日を臨時に変更し、又は休業日に授業を課することができる。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

第6章 学科

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 本学の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第19条 学生は、4年を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第40条の2に規定する長期にわたる教育課程の履修を希望する学生の在学年限は最長6年とする。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、特別の定めがある場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程(文部科学大臣指定高等学校に対応する外国の学校の課程)を修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者、および合格見込みの者、又は旧規定による大学入学資格検定に合格した者
- (9) その他、本学において高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者
(入学出願)

第22条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、本学所定の書類に、入学検定料を添えて願出しなければならない。

(入学者選抜)

第23条 前条に規定する入学出願を行った者に対しては、入学者選抜を行い、選考のうえ合格者を決定する。

2 前項に規定する入学者選抜については、別に定める。

(入学手続)

第24条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、入学金並びに所定の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(入学許可)

第25条 前条に規定する入学手続を終えた者について、学長は、入学を許可する。

(連帯保証人)

第26条 入学を許可された者は、連帯保証人を定めて届け出なければならない。

2 連帯保証人は、本人が在籍する期間、本人についての一切の責任を負うものとする。

3 連帯保証人は、父母又は成年の親族とし、独立の生計を営む者とする。

第27条 本人及び連帯保証人の身上に異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

第3節 再入学、転入学及び編入学

(再入学)

第28条 本学に1年以上在学して退学した者で、再び本学の同一学科に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第29条 他の短期大学の学生であって、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のあるときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(編入学)

第30条 次の各号に掲げる者で、本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のあるときに限り、選考のうえ、第2年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者若しくは大学又は短期大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した中途退学者
- (2) 外国において学校教育における14年の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む)を修了した者
- (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総合授業時間数が、1,700時間以上)を修了した者

(再入学、転入学及び編入学の入学出願手続等)

第31条 第22条から第27条までの規定は、前3条の規定により入学する場合に準用する。

(再入学、転入学及び編入学学生の修業年限及び在学年限等の取扱)

第32条 第28条から第30条の規定により入学した学生の入学前の本学、他の大学、短期大学、高等専門学校、外国の大学若しくは短期大学又は専修学校の専門課程における在学期間については、学長は教授会の議を経て、1年に限り第18条に規定する修業年限に通算することができる。

- 2 前項の規定により修業年限を通算された学生の在学年限については、第19条の規定にかかわらず、2年を超えて在学することができない。
- 3 第1項の規定により修業年限を通算された学生の通算された期間は、本学における在学年数とみなし、第61条に規定する在学年数に通算する。

第33条 前5条に定めるもののほか、再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、北翔大学再入学、転入学及び編入学規程の定めるところによる。

第4節 削除

第34条 削除

第5節 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位)

第35条 本学の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 教養科目
 - (2) 学科専門科目
 - (3) 外国人留学生科目
- 2 第1項第3号に規定する外国人留学生科目は、外国人留学生のための授業科目として開講する。
 - 3 第1項に規定するこども学科の授業科目の名称及び単位数は、別表第1のとおりとする。

4 前項に規定する授業科目のほか、必要があるときは、学長は教授会の議を経て、臨時の授業科目を開設することができる。

5 前2項に規定する授業科目のほか、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、第1項第2号に規定する学科専門科目として、その成果に対し、別に単位数を定めることができる。

(教育課程の編成)

第36条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 前項に規定する各年次の配当は、別に定める。

(授業の方法)

第37条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

4 第1項に定める授業を外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(授業期間)

第38条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(単位の計算方法)

第39条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、第35条第5項に規定する卒業研究、卒業制作等の授業科目の成果については、これらに必要な学修及びその成果を評価して、単位数を定めるものとする。

(授業科目の履修及び単位の修得)

第40条 こども学科の学生は、第35条第3項に規定する別表第1の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定する単位は、こども学科に履修コースとして置く、次に掲げるコースのうちから、一のコースを選択して修得するものとする。

(1) 保育コース

(2) 教育コース

3 前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、第1項に規定する別表第1

の備考に定めるもののほか、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第40条の2 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を、あらかじめ入学前に申し出る者があるときは、当該学科において支障のない限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第40条の3 本学は、教育の質の充実に資するとともに、本学の授業の内容及び方法の改善を図るため、全学的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）（以下「FD」という。）を実施するものとする。

2 前項のFDの実施に関し必要な事項は、北翔大学FD規程に定める。

（履修手続）

第41条 授業科目を履修するためには、学生は、学期始めの所定の期日までに、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の規定により登録した授業科目以外の授業科目は、履修することができない。

（単位の授与）

第42条 一の授業科目を履修し、予め定められた成績評価基準に基づく判定に合格した学生に対しては、担当教員の認定により、所定の単位を与えるものとする。

2 学費等未納の者については、単位は与えない。

3 授業科目について、欠席時数が当該授業科目の実授業時間の3分の1を超える者については、単位は与えない。

（本学の他学科又は本学の学部における授業科目の履修）

第43条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が本学の他の学科又は北翔大学の学部（以下「本学の学部」という。）の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を、第61条に規定する単位に算入することがある。ただし、本学の学部の授業科目を履修して修得した単位数については、第44条第3項、第45条第2項及び第46条第3項の本文並びに第56条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第44条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が他の短期大学又は大学（本学の学部を除く。）の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定の実施にあたり、必要があるときは、当該短期大学又は大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議し、学生交流に関する協定又は大学間相互単位互換協定を締結することができる。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、第61条に規定

する単位に算入することがある。ただし、前条第2項ただし書の規定により修得した単位数並びに第45条第2項及び第46条第3項本文並びに第56条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第45条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が短期大学(本学を含む。)又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、第61条に規定する単位に算入することがある。ただし、第43条第2項ただし書の規定により修得した単位数並びに前条第3項及び第46条第3項の本文並びに第56条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第46条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に本学、他の短期大学若しくは大学において履修した授業科目について修得した単位(短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第17条又は大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。)又は外国の短期大学若しくは大学において学修した成果を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えない範囲で、第61条に規定する単位に算入することがある。ただし、第43条第2項ただし書の規定により修得した単位数並びに第44条第3項及び前条第2項の本文並びに第56条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(再入学、転入学及び編入学学生の既修得単位等の取扱)

第47条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、第28条から第30条までの規定により入学した学生の入学前に本学、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程において学修した成果は、その一部又は全部を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(他大学等での履修科目の範囲及び修得単位の認定等)

第48条 前5条の規定により履修することができる授業科目又は履修したとみなすことができる授業科目の範囲及び履修により修得した単位又は修得したものとみなし、又は与えることができる単位数の認定方法その他必要な事項は、北翔大学他大学等における授業科目の履修及び修得単位並びに既修得単位の認定等に関する規程の定めるところによ

る。

第6節 成績評価基準及び成績判定

(成績評価基準)

第49条 第42条第1項に規定する成績評価基準は、科目試験、論文試験、口頭試問、実技試験、課題評価、作品評価及び受講態度評価等を組み合わせ、予め定めるものとする。

2 前項に定める科目試験の実施等に関し必要な事項は、北翔大学試験に関する規程の定めるところによる。

(成績判定)

第50条 前条第1項に規定する試験の成績評価は、S(秀) [100点～90点]、A(優) [89点～80点]、B(良) [79点～70点]、C(可) [69点～60点] 及びD(不可) [59点以下] の評語をもって判定し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

第7節 休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第51条 学生が、疾病その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学できないときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による休学願に、疾病の場合は医師の診断書を、その他の事情の場合は詳細な理由書を添えて学長に提出し、許可を得て休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第52条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情があるときは、学長は休学期間の延長を許可し、又は延長を命ずることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、特別な事情があるとき認められるときは、学長は教授会の議を経て、2年を超えて休学を許可し、又は休学を命ずることができる。

(休学期間の取扱)

第53条 休学期間は、第19条及び第61条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第54条 休学している学生が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の様式による復学願を学長に提出し、許可を受けて復学することができる。なお休学の事由が疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の規定により復学した場合で、休学期間が通算して3ヵ月未満のときは、前条の規定にかかわらず、在学年数に算入する。

第55条 前4条に定めるもののほか、休学及び復学に関し必要な事項は、北翔大学休学及び復学に関する規程の定めるところによる。

(留学)

第56条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は、学生が外国の短期大学又は大学の授

業科目を履修するための留学を認めることができる。

- 2 学生が、前項の規定により留学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による留学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 第44条第2項及び第3項の規定は、留学の実施及び学修の成果の取り扱いについて準用する。
- 4 留学期間は、第19条及び第61条に規定する在学年数に算入する。
- 5 前4項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、北翔大学留学に関する規程の定めるところによる。

(転学)

第57条 学生が、他の大学に転学を志願するときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による転学願に、事由を記した書類を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(退学)

第58条 学生が、退学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による退学願に、詳細な事由を記した書類及び学生証を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第59条 学生が、次の各号の一に該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第19条に規定する在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき。
- (2) 第52条第2項に規定する休学期間を超え、なお修学できないとき。
- (3) 授業料及び施設設備費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 欠席が長期にわたるとき又は長期にわたり行方不明のとき。

第60条 前3条に定めるもののほか、転学、退学及び除籍に関し必要な事項は、北翔大学転学、退学及び除籍に関する規程の定めるところによる。

(復籍)

第60条の2 第59条第3号又は第4号の規定により除籍された者で、復籍を願い出た者があるときは、学長は、教授会の議を経て、相当年次に復籍を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、復籍に関し必要な事項は、北翔大学復籍に関する規程の定めるところによる。

第8節 卒業要件及び学位授与

(卒業の要件)

第61条 本学の卒業要件は、本学に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

(卒業の認定)

第62条 卒業の認定は、前条に規定する卒業要件を満たした学生について、教授会の議を経て、学長がこれを認定する。

- 2 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学位の授与)

第62条の2 前条の規定により卒業の認定を受け、本学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与する。

2 短期大学士の学位の授与に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部学位規程の定めるところによる。

第9節 教育職員免許状及び資格の取得

(教育職員免許状)

第63条 本学において、取得することができる教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	免許状の種類
こども学科	小学校教諭2種免許状
	幼稚園教諭2種免許状

2 前項に規定する免許状を得ようとする学生は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 免許状の取得に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部教職課程履修規程の定めるところによる。

(保育士資格の取得)

第64条 こども学科に所属し、保育士の資格を得ようとする学生は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部保育士養成課程履修規程の定めるところによる。

(その他の資格取得)

第65条 前2条に規定する免許状及び資格の取得のほか、本学において取得することのできる任用資格及び認定資格等の取得に関し必要な事項は、それぞれの資格等の種類に応じて定める当該資格等の取得に関する履修規程の定めるところによる。

第10節 賞罰

(表彰)

第66条 学長は、学生として表彰に値する行為があったときは、教授会の議を経て、表彰することがある。

(罰則)

第67条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力極めて劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、第19条及び第61条に規定する在学年数に算入しない。ただし、停学期間が通算して3ヵ月未満のときは、在学年数に算入する。

第11節 聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生

(聴講生)

第68条 本学において、一又は複数の授業科目を聴講するため、聴講生として入学を志願する本学の学生以外の者があるときは、本学において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

- 2 聴講生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学聴講生規程の定めるところによる。

(科目等履修生)

第69条 本学において、一又は複数の授業科目を履修するため、科目等履修生として入学を志願する本学の学生以外の者があるときは、本学において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学科目等履修生規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第70条 本学において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含み、本学の学部を除く。）の学生若しくは本学と連携協定を締結した高等学校等から推薦された者があるときは、当該短期大学又は大学若しくは高等学校等との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 特別聴講学生に係る入学検定料及び入学金は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生は、科目等履修料を納付しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の協議に基づき、授業科目の履修による科目等履修料等を相互に不徴収とする場合は、徴収しない。
- 5 前4項に定めるもののほか、特別聴講学生の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

第12節 外国人留学生

(外国人留学生)

第71条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学外国人留学生規程の定めるところによる。

第72条 外国人留学生については、この学則を準用する。

第7章 専攻科

(修業年限)

第73条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第74条 学生は、2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第75条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。以下同じ。）を修了した者
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) その他専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（本学を卒業した者の入学者選抜及び入学手続の特例）

第76条 前条第1号に該当する者のうち、本学を卒業した者で、次の各号の一に該当する者については、第82条の規定に基づく、第23条の規定の準用にかかわらず、入学者選抜に係る試験を免除し、選考によることができる。

- (1) ライフデザイン学科を卒業し、服飾美術専攻又は保健体育専攻に入学出願した者
- (2) こども学科を卒業し、初等教育専攻に入学出願した者

2 前項の規定により入学者選抜に合格した者については、第82条の規定に基づく、第24条の規定の準用にかかわらず、入学金の納付を免除する。

(授業科目及び単位並びに教育課程の編成)

第77条 専攻科の教育課程は、専門教育科目として開講する授業科目をもって編成する。

- 2 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表第2のとおりとする。
- 3 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分けて編成する。

(授業科目の履修及び単位の修得)

第78条 学生は、前条第2項に定める授業科目の中から、必修の授業科目を履修して修得した単位を含め、20単位以上を修得しなければならない。

(履修手続)

第79条 授業科目を履修するためには、学生は、学期始めの所定の期日までに、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。ただし、履修科目として登録することができる単位数は、必修科目を含め、前・後期あわせて30単位を上限とする。

2 前項の規定により登録した授業科目以外の授業科目は、履修することができない。

(専攻科修了の要件)

第80条 専攻科の修了要件は、専攻科に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

(専攻科修了の認定)

第81条 専攻科の修了認定は、前条に規定する専攻科の修了要件を満たした学生について、教授会の議を経て、学長がこれを認定し、専攻科の修了証書を授与する。

2 専攻科修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学科に関する規定の準用)

第82条 第20条、第22条から第29条まで、第37条から第39条まで、第41条、第42条、第49条から第60条まで及び第66条から第69条までの規定は、専攻科の入学の時期、入学出願、入学者選抜、入学手続、入学許可、連帯保証人、再入学、転入学、授業の方法、授業期間、単位の計算方法、履修手続、単位の授与、試験、成績判定、休学、休学期間、休学期間の取扱、復学、留学、転学、退学、除籍、表彰、罰則、聴講生及び科目等履修生について、それぞれ準用する。

第8章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料)

第83条 本学の学科に、入学、再入学、転入学又は編入学を志願する者及び聴講生又は科目等履修生として入学を志願する者並びに転学科を志願する者は、その際、入学検定料を納付しなければならない。

2 本学の専攻科に入学又は再入学を志願する者及び聴講生又は科目等履修生として入学を志願する者は、その際、入学検定料を納付しなければならない。

(学生納付金)

第84条 学生納付金は、入学金、授業料、施設設備費、聴講料及び科目等履修料とする。

(授業料及び施設設備費の納付)

第85条 授業料及び施設設備費は、次の2期に分けて納付しなければならない。

前学期納付の期限は4月30日限りとする。

後学期 納付の期限は9月30日限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付することができる。

3 入学年度の前学期に係る授業料及び施設設備費は、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付しなければならない。

4 再入学、転入学及び編入学した者の授業料及び施設設備費の額は、入学を許可された年次に在学する学生の額と同額とする。

(授業料及び施設設備費の減免及び猶予等)

第86条 授業料及び施設設備費の納付が困難な場合で、本学において特別の事情があると認めた者に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、授業料及び施設設備費を減免し、又は分納若しくは延納による納付の猶予を認めることがある。

(聴講料及び科目等履修料の納付)

第87条 聴講生及び科目等履修生は、それぞれ聴講料又は科目等履修料を納付しなければならない。

(実習費及び履修費その他教育に必要な経費の納付等)

第88条 授業を実験又は実習で行う授業科目(学外の施設で行う実習を含む。)並びに次の各号に掲げる課程を履修する場合は、実習費及び当該課程に係る履修費を納付しなければならない。

(1) 教職課程

(2) 保育士養成課程

2 前項に定めるもののほか教育に必要な経費は、別に徴収する。

(再試験受験料の徴収)

第89条 再試験を受験するときは、再試験受験料を徴収する。

(各種証明書等の発行手数料等)

第90条 在学証明書、卒業証明書、修了証明書その他諸証明等の発行手数料等は、別に徴収する。

(休学及び復学の場合の授業料及び施設設備費)

第91条 休学を許可され又は命ぜられた学生については、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日の場合は、その月とする。）から復学した日の属する月の前月（復学した日が月の末日の場合は、その月までとする。）までの授業料及び施設設備費を免除する。

2 前項の規定により免除する金額は、授業料年額及び施設設備費年額について、それぞれの金額の12分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に免除されることとなる月数を乗じて得た金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第54条第2項の規定（第82条の規定により準用する場合を含む。）により、在学年数に算入することとなる期間については、免除しない。

4 休学により授業料の免除を受けていた学生が復学したときは、復学した日の属する月（復学した日が月の末日の場合は、翌月とする。）から授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(転学又は退学等の場合の授業料及び施設設備費)

第92条 学期の途中で転学又は退学を許可された場合若しくは除籍された場合においては、当該納期分までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

2 停学期間中も、授業料及び施設設備費は納付しなければならない。

(学年の途中で卒業又は修了する場合の授業料及び施設設備費)

第93条 学年の途中で卒業又は修了する見込みの者は、卒業又は修了する見込みの学期までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(既納の入学検定料及び学生納付金等の返還)

第94条 既納の入学検定料及び学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により当該各号に定める額を還付する。

(1) 第85条第2項の規定により、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付した学生が、その年の9月30日までに休学又は退学したとき後学期に係る授業料及び施設設備費に相当する金額

(2) 学期の途中で第51条の規定により休学を許可され又は命ぜられたとき当該学期に係る授業料及び施設設備費について、それぞれの金額の6分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に免除されることとなる月数を乗じて得た金額

- (3) その他本学が特に還付が必要と認めたとき 必要と認めた学生納付金等の必要と認めた額

(入学検定料学生納付金等の額その他の取扱等)

第95条 前12条に規定するもののほか、入学検定料及び学生納付金等の額及び納付時期・方法、留年した者及び外国人留学生の学生納付金、授業料及び施設設備費の減免又は猶予等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

附 則

- 1 本学則は昭和38年4月1日から施行する。
- 2 本学則は昭和39年10月1日から施行する。
- 3 本学則は昭和40年4月1日から施行する。
- 4 本学則は昭和41年4月1日から施行する。
- 5 本学則は昭和42年4月1日から施行する。
- 6 本学則は昭和43年4月1日から施行する。
- 7 本学則は昭和44年4月1日から施行する。
- 8 本学則は昭和45年4月1日から施行する。
- 9 本学則は昭和47年4月1日から施行する。
- 10 本学則は昭和50年4月1日から施行する。
- 11 本学則は昭和53年4月1日から施行する。
- 12 本学則は昭和54年4月1日から施行する。
- 13 本学則は昭和55年4月1日から施行する。
- 14 本学則は昭和58年4月1日から施行する。
- 15 本学則は昭和61年4月1日から施行する。

第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする

年 度		昭和61年度	昭和62年度 ～平成11年度	平成12年度
学科 定員	入学定員	300名	300名	200名
	収容定員	500名	600名	500名
工芸美術科	入学定員	100名	100名	50名
	収容定員	150名	200名	150名
保健体育科	入学定員	300名	300名	150名
	収容定員	450名	600名	450名

- 16 本学則は昭和62年4月1日から施行する。
- 17 本学則は平成2年4月1日から施行する。
- 18 本学則は平成3年4月1日から施行する。
- 19 本学則は平成4年4月1日から施行する。
- 20 本学則は平成5年4月1日から施行する。
- 21 本学則は平成6年4月1日から施行する。

- 22 本学則は平成7年4月1日から施行する。
- 23 本学則は平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年度以前の入学生の第7章第42条の規定については、従前の例による
- 24 本学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の入学生については、従前の例による。
- 25 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学生については、従前の例による。
- 26 本学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成10年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則（大学の名称変更、服飾美術学科、経営情報学科の収容定員減少、期間付入学定員の期間延長及び工芸美術学科の学生募集停止に伴う改正）

- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 2 工芸美術学科は、第2条の規定にかかわらず、平成12年度の入学生の募集を停止する。
- 3 第2条に規定する学生定員は、平成17年度までの間は、次のとおりとする。

学科 \ 年度		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
服飾美術学科	入学定員	160名	130名	110名	110名	110名	80名
	収容定員	460名	290名	240名	220名	220名	190名
工芸美術学科	入学定員	0名	—	—	—	—	—
	収容定員	100名	—	—	—	—	—
保健体育学科	入学定員	300名	295名	280名	245名	210名	150名
	収容定員	600名	595名	575名	525名	455名	360名

（教育課程変更等の改正）

- 4 本学則による場合、従前の学則第19条第2項による免許のうち、「美術」及び「社会」の免許については、平成12年3月31日現在履修している者が、平成12年度以降引き続き履修者がいなくなるまでの間存続するものとする。

附 則（期間付入学定員の期間延長を伴う改正）

- 1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第2条に規定する学生定員は、平成17年度までの間は、次のとおりとする。

学科 \ 年度		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
服飾美術学科	入学定員	100名	80名	80名	80名	80名
	収容定員	260名	180名	160名	160名	160名
保健体育学科	入学定員	245名	230名	195名	160名	150名
	収容定員	545名	475名	425名	355名	310名

附 則（平成14年度からの男女共学化の実施、初等教育学科において保育士の資格取得を可能とする教育課程の変更、特別聴講学生制度等の導入、教育課程の充実及び平成13年度の工芸美術学科の廃止並びに平成14年度からの入学

志願者の検定料の改訂、その他規定の整備等に伴う改正)

- 1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第60条第1項の規程については、平成13年4月1日から、第78条に規定する入学検定料については、平成14年度の入学志願者から適用する。

- 2 平成14年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (服飾美術学科、保健体育学科及び経営情報学科を改組転換し、人間総合学科を設置することに伴う改正)

- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第3条第2項に規定する学生定員は、平成17年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 \ 年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度
人間総合学科	入学定員	385人	350人	340人
	収容定員	385人	735人	690人

附 則 (期間付入学定員の変更、教育課程等の変更及び学則の整備等に伴う改正)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する人間総合学科の学生定員は、平成16年度は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
人間総合学科	340人	725人

附 則 (入学資格の追加及びFDを実施することに伴う改正)

- 1 この学則は、平成16年7月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第21条第7号の規程は、平成17年度入学生から適用する。

附 則 (校名変更、こども学科設置及び入学定員の変更並びに人間総合学科に訪問介護員を養成するため、訪問介護員養成研修課程を置くとともに教育課程を改めることに伴う改正)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定するこども学科の学生定員は、平成17年度は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
こども学科	140人	140人

附 則 (学位の授与に伴う改正)

- 1 この学則は、平成18年3月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則 (入学資格の追加、人間総合学科の入学定員及び収容定員の変更及び教育課程の改正に伴う改正)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成18年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する人間総合学科の学生定員は、完成年度（平成19年度）のものであり、平成18年度の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
人間総合学科	300人	640人

附 則（服飾美術学科及び経営情報学科の廃止に伴う改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（短期大学部の名称変更、目的の見直し、法令改正による教員組織の見直し、保証人に関する条項の整備、復籍に関する条項の整備、訪問介護員養成研修に関する法律改正に伴う条項の整備、保健体育学科及び初等教育学科の廃止に伴う改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成19年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（短期大学設置基準の改正、人間総合学科の入学定員及び収容定員の変更、在学年限、授業科目の履修及び単位の修得、単位の授与に関する条項の整備に伴う改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項に規定する人間総合学科の学生定員は、平成20年度は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
人間総合学科	150人	450人

- 3 第41条及び別表については、平成20年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（人間総合学科の目的の見直し、教育課程の改正、成績判定方法の変更、取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科の変更並びに訪問介護員養成研修課程廃止等に伴う改正）

- 1 本学則は平成21年4月1日より施行する。
- 2 平成21年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（法令の改正等による教育課程の変更に伴う改正）

- 1 本学則は平成22年4月1日より施行する。
- 2 平成22年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間総合学科の入学定員及び収容定員の変更、生涯学習の廃止、長期履修に関する規定の追加、単位の授与等に関する条項の整備、教育課程の変更、法改正による保育士養成課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項に規定する人間総合学科の学生定員は、平成23年度は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
人間総合学科	120人	270人

3 第41条の2に規定する長期履修については平成23年度入学生から適用する。

4 平成23年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間総合学科のライフデザイン学科への名称変更、入学定員、収容定員の変更及び教職課程を廃止することに伴う改正）

1 本学則は平成24年4月1日より施行する。

2 第4条第2項に規定するライフデザイン学科の学生定員は、平成24年度は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
ライフデザイン学科	80人	200人
(人間総合学科)	(一)	(120人)

＊ () 内は名称変更前の定員で内数。

3 平成24年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（休学中の授業料及び施設設備費の免除に係る文言の整理に伴う改正）

1 この学則は平成24年4月1日から施行する。

附 則（特別聴講学生に本学との連携協定に基づき高等学校等から推薦された者を加えることに伴う改正）

1 この学則は平成24年7月27日から施行する。

附 則（ライフデザイン学科、こども学科の教育課程の一部変更に伴う改正）

1 この学則は平成25年4月1日から施行する。

2 別表については、平成25年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（こども学科の教育課程の変更に伴う改正）

1 この学則は平成26年4月1日から施行する。

2 第35条、第40条、及び別表については、平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（ライフデザイン学科の入学定員及び収容定員の変更、健康・こどもスポーツコースの廃止、教育課程の変更に伴う改正）

1 この学則は平成26年4月1日から施行する。

2 第4条第2項に規定するライフデザイン学科の学生定員は、平成26年度は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
ライフデザイン学科	50人	130人

3 平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（学校教育法改正及びライフデザイン学科の教育課程の変更に伴う改正）

1 この学則は平成27年4月1日から施行する。

2 別表については、平成27年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（ライフデザイン学科及びこども学科の教育課程の一部変更に伴う改正）

1 この学則は平成28年4月1日から施行する。

2 別表については、平成28年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（短期大学設置基準の一部改正に伴う改正）

- 1 この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（ライフデザイン学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表については、平成30年 3 月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正、法改正による保育士養成課程の教育課程の変更、並びに法人名称の変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表については、平成31年 3 月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（入学資格、編入学資格の追加及び文言の整理、ライフデザイン学科及びこども学科の履修コース数の変更並びに教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（ライフデザイン学科及びこども学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（こども学科の入学定員及び収容定員の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 2 項に規定するこども学科の学生定員は、令和 4 年度は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
こども学科	1 1 0 人	2 5 0 人

- 3 令和 4 年 3 月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正に係るこども学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（授業の方法の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（保証人契約の適正化並びにライフデザイン学科及びこども学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（ライフデザイン学科の学生募集停止にかかる入学定員及び収容定員の変更及びこども学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 第 4 条第 2 項の定めにかかわらず、ライフデザイン学科の学生定員については、令和 5 年度は次のとおりとし、当該学科に学生が在学しなくなる日までの間、存続するもの

とする。

年度	入学定員	収容定員
令和5年度	0人	50人

こども学科 授業科目一覧表

			授 業 科 目 の 区 分 等									
			授業科目名		単位	授業科目名		単位	授業科目名		単位	
教養科目			基礎教育セミナーⅠ		②	情報機器操作Ⅰ		②	応用教育セミナーⅠ		2	
			基礎教育セミナーⅡ		②	健康体育(実技を含む)		2	応用教育セミナーⅡ		2	
			英語コミュニケーションⅠ		②	日本国憲法		2				
学 科 専 門 科 目	コ ー ス 共 通 科 目			保育内容演習Ⅰ		2						
				保育内容演習Ⅱ		2						
		保育士関連科目	こども家庭福祉		2	保育内容の理解と方法Ⅲ		1	施設実習指導ⅠB		1	
			社会福祉		2	保育内容の理解と方法Ⅳ		1	施設実習指導ⅠC		1	
			こども家庭支援論		2	乳児保育Ⅰ		2	保育実践演習		2	
			社会的養護Ⅰ		2	乳児保育Ⅱ		1	こども学研究		2	
			◇保育者論		2	こどもの健康と安全		1	こどもの防犯と防災		2	
			保育の心理学		2	障害児保育		2	こどもと自然		2	
			こども家庭支援の心理学		2	社会的養護Ⅱ		1	こどもと野外活動		2	
			こどもの保健		2	子育て支援		1	保育所実習Ⅱ		2	
			こどもの食と栄養		2	保育所実習Ⅰ		2	施設実習Ⅱ		2	
			保育の計画と評価		2	施設実習Ⅰ		2	保育所実習指導ⅡA		1	
			保育内容の理解と方法Ⅰ		1	保育所実習指導Ⅰ		1	保育所実習指導ⅡB		1	
			保育内容の理解と方法Ⅱ		1	施設実習指導ⅠA		1	施設実習指導Ⅱ		1	
			教諭関連科目	保育原理		②	こどもと言葉		1	保育内容人間関係の指導法		1
				こどもの理解と援助		1	こどもと表現		1	保育内容環境の指導法		1
		◇保育内容総論		2	こどもと器楽Ⅰ		①	保育内容言葉の指導法		1		
		こどもと健康		1	こどもと器楽Ⅱ		1	保育内容表現の指導法		1		
		こどもと人間関係		1	こどもと器楽Ⅲ		1	こどもと絵本		2		
		こどもと環境		1	保育内容健康の指導法		1					
		教諭関連科目	教職概論		②	教育実習講義Ⅰ		2				
			教育心理学		②	教育実習講義Ⅱ		2				
			特別支援教育基礎		1	教育実習		4				
			教育課程論		2	教職実践演習(幼・小)		2				
			教育の方法と技術(ICT活用を含む)		②							
		関連科目	教育相談とカウンセリング		2							
			教育原理		②							
コ ー ス 専 門 科 目	保育コース	幼児体育指導法		2	保育内容演習Ⅲ(音楽)		2	保育内容演習Ⅲ(運動)		2		
		こどものリズム表現Ⅰ		2	保育内容演習Ⅲ(造形)		2					
		こどものリズム表現Ⅱ		2	保育内容演習Ⅲ(表現)		2					
	教育コース	小学校教諭関連科目	☆国語(書写を含む)		2	体育		2	図画工作科指導法		2	
			社会		2	小学校英語		1	家庭科指導法		2	
			☆算数		2	国語科指導法		2	体育科指導法		2	
			理科		2	社会科指導法		2	英語科指導法		1	
			生活		2	算数科指導法		2	道徳指導法		1	
			音楽		2	理科指導法		2	総合的な学習の時間の指導法		1	
			図画工作		2	生活科指導法		2	特別活動指導法		1	
			家庭		2	音楽科指導法		2	生徒指導(進路指導を含む)		2	
			小学校教育教材研究		2	小学校教育授業研究		1				
外国人留学生科目			日本語		2	現代日本の文化		2				

備 考

- 1 表中○数字の単位は、必修科目の単位数を示す。
- 2 保育コースを選択して履修する学生は、表中◇を付した授業科目を修得しなければならない。
- 3 教育コースを選択して履修する学生は、表中☆を付した授業科目を修得しなければならない。
- 4 学則第40条第1項に規定する62単位以上は、同条第2項に規定する履修コースのうちから、いずれか一の履修コースを選択し、卒業の要件に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。

履修コース	① 教養科目	② 学科専門科目	③ ①～② の全科目	卒業要件 単 位
	必 修	必 修	選 択	
保育コース	8	1 5	3 9	6 2
教育コース				

- 5 外国人留学生にあつては、備考4に規定する「教養科目」とあるのは、「教養科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

専攻科 専門教育科目一覧表

(1) 専攻科 服飾美術専攻 専門教育科目

授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
服飾造形論	②	服飾造形実習Ⅳ	2	創作テキスタイルⅡ	2
服飾文化研究	②	アパレルCADⅠ	1	ディスプレイデザイン	1
服飾クラフト	2	アパレルCADⅡ	1	服飾美術研修	①
服飾造形実習Ⅰ	④	ファッション画	2		
服飾造形実習Ⅱ	②	コンピュータグラフィックス	1		
服飾造形実習Ⅲ	②	創作テキスタイルⅠ	1		

(2) 専攻科 保健体育専攻 専門教育科目

授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
解剖・生理学特講	②	運動処方	2	専門実技ⅠA	1
スポーツ医学	②	運動・スポーツ指導実習A	1	専門実技ⅠB	1
情報処理	②	運動・スポーツ指導実習B	1	専門実技ⅡA	1
スポーツ心理学	2	保健体育演習ⅠA	1	専門実技ⅡB	1
特別講義	②	保健体育演習ⅠB	1	専門実技ⅢA	2
学校教育特講Ⅰ	2	保健体育演習ⅡA	1	専門実技ⅢB	2
学校教育特講Ⅱ	2	保健体育演習ⅡB	1	修了論文	2

(3) 専攻科 初等教育専攻 専門教育科目

授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
教育学特講	②	情報教育学演習	2	授業観察	①
教育哲学	2	環境教育学演習	②	授業分析	②
教育環境学	②	障害児教育学演習	②	初等教育学演習	2
学級経営学	2	音楽演習	2	研究論文	②
教育心理学特講	②	造形演習	2		
児童臨床心理学	2	体育演習	2		